

令和5年度 安 全 報 告 書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

石鎚登山ロープウェイ
石鎚第1シングルリフト
石鎚第3ペアリフト
石鎚第4ペアリフト
石鎚第6ペアリフト

井川スキー場腕山
腕山第1トリプルリフト
腕山第2ペアリフト

石鎚登山ロープウェイ株式会社
石鎚スキー場・井川スキー場腕山

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解誠にありがとうございます。

当社は経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保の為の取組や安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂ければ幸いです。

石鎚登山ロープウェイ株式会社
代表取締役 伊藤 和豊

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

1 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 当社の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- ①私たちは輸送の安全に関する法令を遵守し、誠実に事業に取り組めます
- ②常に安全を最優先に考え、すべての事業サービスを推進します。
- ③常に安全の維持向上に努め、憶測による作業は行ないません。
- ④常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦します。

(2) 安全目標

令和5年度の目標「運転事故ゼロ」を達成しました。

令和6年度の目標は「運転事故ゼロの継続」とし、下記の施策を実施する。

* 基本動作の励行

* ヒヤリハット情報を活用した事故防止

- ・ヒヤリハット情報の収集と検証を行い、事故防止に活用する。

* 安全輸送に資するため、索道施設の維持管理

- ・保守管理計画の策定と実施。
- ・各検査の確実な実施。

3. 事故発生状況とその再発防止策

(1) 索道運転事故（索道人身傷害事故）

令和5年度、国土交通省への索道運転事故報告はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和5年度、災害による施設への被害はありません。

令和5年8月9日に台風6号が接近したため、終日運行を見合わせました。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和5年度、国土交通省へのインシデントの報告はありません。

(4) 行政指導等

令和5年度、井川スキー場の保安監査において、3項目の改善措置を指示されました。

(5) 機械故障

令和5年12月2日と7日に制御盤のCPU電源装置の不具合により、運休しました。復旧しましたが、令和6年3月に制御装置の更新を行いました。

4. 輸送の安全確保の為の取り組み

(1) 運行の管理及び索道施設の保守管理

日常点検の確実な実施や、安全統括管理者・索道技術管理者の定期的な巡視等により、運行の管理と保守管理に努めています。

(2) 運転、点検、検査及び整備について

整備細則に基づき、毎日の始業点検、1月検査・1年検査を実施し安全確保に努めています。

毎年4月に運休して、計画的に整備や更新を実施しています。

(3) 教育・訓練

索道技術管理者研修への参加や、安全管理規定・運転取扱細則による教育訓練を実施し、技能の向上に取り組んでいます。

ロープウェイでは、運行不能となった事態を想定した救助訓練を、消防署と合同で毎年行っています。



リフトでは救助用ポールを使った救助訓練を実施しています。

スキーシーズン前には、スキーパトロールと合同で、リフトの救助訓練に加えてケガ人の搬送訓練を行いました。また従業員、アルバイトが参加し基本動作や事故事例を活用した教育・訓練を行いました。

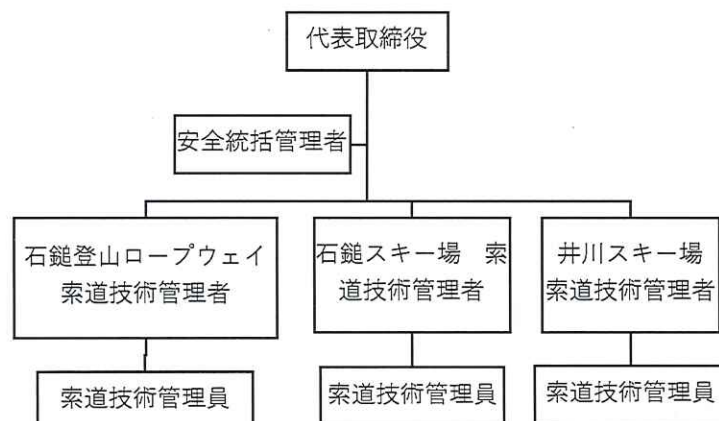


5. 輸送の安全を確保する為の事業の実施及び管理体制並びに方法

(1) 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 社長及び役員は輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、索道技術管理者、索道技術管理員等の責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 5 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 6 社長及び役員は、事故や事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態（以下「事故・災害等」という）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他の必要な事項を定め、職員等に周知徹底しなければならない。

(2) 輸送の安全に関する体制図



(3) 安全確保に関する責任者の役割及び権限

安全統括管理者：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する。

索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

(4) 輸送の安全に関する管理方法

安全統括管理者は、次の事項に対して適切に対応実施する。

- ・情報の伝達及び共有に関する事項
- ・事故などの防止対策の検討及び状況の確認に関する事項
- ・事業の実施及びその管理の状況の管理に関する事項
- ・安全管理規定の周知に関する事項
- ・事業の実施及びその管理の改善に関する事項

6. 利用者の皆様との連携とお願い

ロープウェイ・リフト乗り場には、乗車時の注意事項が掲示されておりますので、ご確認ください。

また、乗車に関しご不明な点などございましたら、係員にお尋ね下さい。

7. ご連絡先

〒793-0215

愛媛県西条市西之川下谷甲81番地

石鎚登山ロープウェイ株式会社

TEL 0897-59-0331

FAX 0897-59-0612

e-mail info@ishizuchi.com

